

令和5年生駒市農業委員会11回定例会会議録

会議主管課 農業委員会事務局

会議開催日時 令和5年11月13日(月)午後2時00分

会議開催場所 市役所 401・402会議室

出席者 会長 10番 中井 啓二

農業委員会委員

1番 山角 ひろ子 2番 奥野 通孝

3番 田中 良治 4番 稲葉 健三

5番 今井 正徳 6番 岩前 利典

7番 松尾 克巳 8番 岡田 啓秀

9番 有山 富士美

農地利用最適化推進委員

辻 英雄

池田 典夫 池谷 初英

前田 隆男 棚田 秀治

谷野 諭

説明者 事務局 局長 植島 秀史 補佐 吉岡 浩

主幹 有山 清隆 主査 田所 智

欠席者 1名

傍聴者 0名

議事次第

審議事項

1. 農地法第3条第1項の規定による許可承認について
2. 農地法第5条第1項の規定による許可申請承認について
3. 特定農地貸付けの承認申請について

報告事項

1. 農地法第3条の3の規定による受理通知について
2. 農地法第5条第1項第7号の規定による受理通知について
3. 農地法第5条に係る買受適格証明について
4. 農地法施行規則第53条第11号による届出について

5. 農地の転用事実に関する照会について

6. 農地転用許可の報告について

その他

配布資料

- 本日の定例会議の「議案」及び位置図
- 農地集積集約情報
 - ・目標地図作成のためのアンケート(案)
- 生産緑地の概要
- 「女性が活躍中！地域農業の未来をつくる農業委員の1日」
- 奈良のええもんおいしいもん(奈良県の農業法人)
- 「農地の納税猶予」研修資料

○補佐 出席者数による会議の成立を確認

傍聴人 0 名

生駒市農業委員会会議規則第7条の規定により中井啓二会長に議事進行を依頼

○議長 開会宣言

議事録署名について、議長である私(10番 中井会長)と9番 有山委員、1番 山角委員に
お願いしたい。

議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可承認について」の説明を事務局に依頼

○主幹 [議案読み上げ]

○主査 農地法第3条第1項は、農地の所有権移転や、賃貸借・使用貸借などの権利設定を行う場
合、農業委員会の許可が必要であることから、申請が出てきたものである。

No.1～2の申請地の位置について

別紙位置図の地図番号(1-1)で、新生駒台バス停の南約130mに位置する農地

No.3～13の申請地の位置について

別紙位置図の地図番号(1-2)で、国道168号線南田原交差点の西約700mに位置す
る農地

No.14～18及びNo.22の申請地の位置について

別紙位置図の地図番号(1-3)で、先の農地の道路を挟んだ北側に位置する農地

No.19～21の申請地の位置について

別紙位置図の地図番号(1-4)で、先の農地から西に約400mのところに位置する農地

申請理由について

昭和30年代に法人格のない団体が農地を取得したが、所有権の登記は権利能力のある
自然人或いは法人しかできず、その上農地であるため、当時の代表者の名義で登記をし
た。

その後、農地の権利は、代表者及び構成員間で養子縁組を行い、登記名義人の死亡が
あった場合に相続登記により登記の移転を行ってきたが、この方法では相続税の対象となる。
また、相続人の協力が得られない場合などの事案が発生した場合に農地の承継ができなく

なることから、登記名義を団体の代表者に移転し、今後は代表者が代わった場合は、「委任の終了」を登記原因として名義変更を行うことになった。

現在の代表者に登記名義を移転することが必要なため、今般、申請者側が法務局と協議した結果、今回のみ「真正な登記名義の回復」を登記原因として所有権移転登記をすることになり、農地法第3条許可申請をすることになった次第である。

要件について

耕作に必要な農機具等については既に所有されており、また、農地取得の下限面積要件については、4月以降撤廃となっている。

現地調査について

今月7日に会長をはじめとする農業委員5名、担当農地利用最適化推進委員と事務局で現地調査を行っている。

○主幹 No.23～25の申請地の位置について

別紙位置図の地図番号(2)で、たかやま竹林園の北約200mに位置する高山町地内の農地3筆

申請理由について

本申請について、譲渡人は父親から多くの農地を相続したものの、現在は横浜市在住であり、本農地を近隣の方にお手伝いしてもらいながら維持されてこられた。

一方譲受人は、昨年10月に新規就農者として農地を取得され、現在はブルーベリーを栽培されており、この農地ではニンニクを栽培される予定である。

要件について

耕作に必要な農機具等については既に所有されており、また、農地取得の下限面積要件については、4月以降撤廃となっている。

現地調査について

今月7日に会長をはじめとする農業委員5名、担当農地利用最適化推進委員と事務局で現地調査を行っている。

以上のことから、これらの申請については、農地法第3条2項の許可要件は満たしており、許可相当と考えられる。

以上、審議をお願いしたい。

○議長 議案第1号(No.1～2)について地元推進委員へ補足説明を依頼

○委員 申請地は施錠されたフェンスの中で綺麗に耕作されていた。真正な登記名義の回復として所有権移転が行われるが問題はないかと思う。

○議長 議案第1号(No.3～22)について地元推進委員へ補足説明を依頼

○委員 現地調査の前に司法書士の方から連絡をいただき、一緒に確認しに行った。田と畑があったが、田はバインダーで刈ってかけていた。たくさんの方が来て農作業をするように思えた。司法

書士の方に内容を聞いたが、真正な登記名義の回復に当てはまらと思う。

- 議長 議案第1号(No.23~25)について地元推進委員へ補足説明を依頼
 - 委員 譲受人は先ほど事務局から説明のあった通り、ブルーベリーをやっている。トラクターそれに付随する軽トラ等も所有されており、申請地ではニンニクを栽培されると聞いている。奥さんと二人ですと聞いており、現在やっているブルーベリーもだいぶ育ってきている。特に問題等はないかと思う。
 - 議長 意見・質問について出席委員へ確認
 - 委員 No.1~22は共同代表というのはわかるが、代表になられた方は市外の方が代表名義になるだけで他の方が耕作されているということか。
 - 主査 権利能力のない団体が農地を取得され、農地がたくさんあるので、それを構成するみなさんで手分けして耕作されていると聞いている。
 - 委員 市外の方が代表になっているが、その方は耕作しに来られているのか。
 - 主査 実際に代表の方が耕作しているのか、この目で確認したわけではないが通作距離の範囲内に入っている。話を聞いていると、遠方だが代表の方も耕作に来ているという話も聞いている。
 - 議長 法務局で許可は受けていないが法人なわけで、構成する方がたくさんおられるようだ。現地確認に行った時にもたくさんの方が来られて作業されていた。今回譲受人は団体の代表者の方である。この方も含めて耕作されるという理解でいいのかと思う。現場も綺麗に耕作されており、今後も継続されらと思う。
 - 議長 真正な登記名義の回復は、通常、3条申請は不要だが、本件については、何故、3条申請が必要なのか、もう少し詳しく説明をお願いしたい。
 - 主査 真正な登記名義の回復は実質、権利移動がない場合3条申請は不要である。今回の場合はもともと権利を持っていた方に移すのではなく、新たに権利を取得される方に名義を移すという事でこのような形になった。
 - 委員 これは団体の土地を代表者の名義にしたという事か。また代表者が変わったら名義を変えていくのか。3年ごとに名義を切り替えたりするのではないのか。
 - 主査 代表者の方を何年で変えるのかはわからない。よくお寺の土地などを持っている方がなくなったりしたら委任の終了ということで登記を移していると思う。それと同じようなパターンだと思ってほしい。
 - 議長 意見・質問について出席委員へ確認
[「なし」の声あり]
 - 議長 異議の確認
[「異議なし」の声あり]
- 議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可承認について」の承認を宣言
議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請承認について」の説明を事務局に依頼
- 主幹 [議案読み上げ]
本申請は、所有権の移転や賃借権・使用借権の設定のある農地転用のうち、市街化調整区域の転用については奈良県知事の許可が必要なことから、申請ができたものである。

「農地を農地以外のものにする」行為の事で、耕作の目的に供されている土地を耕作以外の目的に供するすべての行為が規制の対象となる。具体的には、農地を農地以外の「住宅用地・道路・山林等」の他の用途に転用する行為である。

No.1の申請地の位置について

別紙位置図の地図番号(3)で、有里町交差点より西に約700mのところに位置する有里町地内の農地1筆

申請理由について

譲渡人は、本農地の北東約600mのところにお住まいで、多くの農地を所有しているものの、この農地だけ離れており、維持管理が困難であった。

一方譲受人は、同じく有里町で造園業を経営されており、経営拡大により現在西側の道路を挟んだ隣接地で会社が所有する資材置場が手狭となり、新たに本農地を借り受け、青空資材置場として転用をすることになった次第である。

次に立地基準による判断については、生駒市内の農地は、全て農用地区域外の農地であり、また、住宅、事業用施設、公共施設または公益施設が連たんしている地域に近接する区域で、おおむね10ha未満の区域内であることから、第2種農地に該当する。

申請にあたって汚水はなく、雨水は自然浸透としている。また地元水利組合の同意が添付されていることから、周辺農地への影響等についても問題はない。

現地調査について

今月7日に会長をはじめとする農業委員4名、担当農地利用最適化推進委員と事務局で現地調査を行っている。

○主査 No.2～3の申請地の位置について

別紙位置図の地図番号(4)で、奈良先端科学技術大学院大学より東に約300mのところに位置する鹿畑町地内の農地2筆

申請理由について

譲渡人は本農地の北東約400mのところにお住まいで、多くの農地を共有で所有しているものの、営農・維持管理が難しくできる限り農地の管理面積を少なくしようとしておられ、また農地を耕作するためには、国道163号線か、村の中を通り大きく迂回しなければならないために、経営規模の縮小を行う事になった。

一方譲受人は、北地区を中心として不動産賃貸業を営んでおり、本農地を譲り受けたのち、青空駐車場として転用し運送業者と生前整理・遺品整理業へ貸し出すこととなった次第である。許可後、トラック及び従業員の乗用車の青空駐車場として利用する予定である。

次に立地基準による判断については、生駒市内の農地は、全て農用地区域外の農地であり、また、住宅、事業用施設、公共施設または公益施設が連たんしている地域に近接する区域で、おおむね10ha未満の区域内であることから、第2種農地に該当する。

申請にあたって汚水はなく、雨水については自然浸透とし、水量が多い場合は既存の排水溝より水路へ排水される。また地元水利組合の同意が添付されていることから、周辺農地

への影響等についても問題はない。

現地調査について

今月7日に会長をはじめとする農業委員4名、担当農地利用最適化推進委員と事務局で現地調査を行っている。

以上のことから、本案件については奈良県知事に進達することが相当であると考えられる。なお、転用面積が300㎡以上であることから、奈良県知事に進達する前に、奈良県農業会議への意見照会を経る必要がある。

以上、審議をお願いしたい。

- 議長 議案第2号(No.1)について地元推進委員へ補足説明を依頼
 - 委員 先ほど事務局から説明があった通り、現地の確認をしたが借受される会社の資材置き場があり、その隣接する農地を資材置き場として利用したいという事である。地元農家組合の同意も得ているということで特に問題等はないかと思う。
 - 議長 議案第2号(No.2～3)について地元推進委員へ補足説明を依頼
 - 委員 申請書には農家区長、水利組合の同意並びに北倭土地改良区の意見書が添付されていることから特に問題等はないかと思う。
 - 議長 意見・質問について出席委員へ確認
 - 委員 No.2～3だが、ここは道が狭いので、大型ダンプなど入らないのではないか。どれくらいの車をとめる予定なのか教えて欲しい。
 - 主査 今回の申請地の西側だが、道幅が6mある。トラックは超大型ではないと聞いており、そこを通れる大きさのトラックをとめると聞いている。
 - 議長 意見・質問について出席委員へ確認
[「なし」の声あり]
 - 議長 異議の確認
[「異議なし」の声あり]
- 議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請承認について」の承認を宣言
奈良県知事へ進達を依頼する。なお議案第二号のNo.2～3は転用面積が300㎡以上であるため進達前に奈良県農業会議へ意見照会を行う。

〈今井委員 退出〉

議案第3号「特定農地貸付けの承認申請について」の説明を事務局に依頼

- 主幹 [議案読み上げ]

この件については、「特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律」第3条第1項の規定に基づき申請されたものであり、生駒市では遊休農地対策の一環として、この法律に基づく特定農地の貸付を行っており、この手続きを行う場合、農業委員会の承認を求めているため、本申請が提出されたものである。なお、「特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律」に基づく申請を行った場合、「農地法」上の手続きは不要となる。

No.1～2の申請地の位置について

別紙位置図の地図番号(5)で、龍田川浄化センターの東約500mのところに位置する乙田町地内の農地2筆

申請理由について

使用貸人は、生駒市の北地区にお住まいであり、距離的に耕作することが困難で、この農地は近隣の方にお手伝いしてもらっていたが、今般、特定農地として貸し出すことになった次第である。

一方借受けされる方は、現在お手伝いされている方(3名)と担当の農林課より聞いている。今後も畑として利用される予定で、主に季節野菜を作付けされる予定である。

現地調査について

今月7日に会長をはじめとする農業委員4名、担当農地利用最適化推進委員と事務局で現地調査を行っており、特に問題はなかった。

以上、審議をお願いしたい。

- 議長 議案第3号について地元推進委員へ補足説明を依頼
- 委員 事務局から説明のあった通り、現地確認を行ったところ現在も綺麗に作付けされており今後もそのまま何も手を加えることなく継続して使用できると思う。
- 議長 特定農地貸付申請について、もう少し説明をお願いしたい。農地法第3条の申請は、必要なのか等、合わせてお願いしたい。
- 主幹 農地法でいくと借受される方、買われる方について3条申請が必要ですが、特定農地貸付という法律を使うと、一旦生駒市が借受してそれを一般の方に貸付する形になる。生駒市を間に挟むため農地法の手続きは不要となる。
- 局長 この事業については平成27年度に生駒市が全国で初めて取り組んだ事業である。農地は農家しか耕作できないが、非農家の方たちの需要が多いということで、国が特別にこの法律を制定されたことから、間に行政が入ることにより一般の非農家の方が農地を活用できるように法律改正があり、この事業を始めたということである。
- 議長 意見・質問について出席委員へ確認
- 委員 市役所が間に入っているからいいが、一般の方が又貸しするとだめなのか。
- 局長 条件として行政が間に入ることになっている。
- 委員 一般でやったらだめなのか。
- 局長 許認可を得て、地主の方が利用者を募集されて貸し出すことも可能である。その対価として手伝ってもらっているお礼に野菜を持って帰ってもらうという方法もある。
- 議長 意見・質問について出席委員へ確認
[「なし」の声あり]
- 議長 異議の確認
[「異議なし」の声あり]
議案第3号「特定農地貸付けの承認申請について」の承認を宣言
(今井委員 入室)

- 報告第1号 「農地法第3条の3の規定による受理通知について」
- 報告第2号 「農地法第5条第1項第7号の規定による受理通知について」
- 報告第3号 「農地法第5条に係る買受適格証明について」
- 報告第4号 「農地法施行規則第53条第11号による届出について」
- 報告第5号 「農地の転用事実に関する照会について」
- 報告第6号 「農地転用許可の報告について」

を、事務局に一括して説明を依頼

報告第1号 「農地法第3条の3の規定による受理通知について」

○主査〔報告読み上げ〕

概要説明

この届出は、許可が不要な権利取得、主なものとして相続、時効取得だが、そのような事由による権利の移動があった場合、本条に基づく届出を義務づけることにより、農業委員会が権利の移動を知り、その機会を捉えて、農地の適正かつ効率的な利用のための措置を講ずることができるようにするためのものである。

No.1～3は相続により所有権を取得された農地について届出されたものである。

報告第2号 「農地法第5条第1項第7号の規定による受理通知について」

○主査〔報告読み上げ〕

概要説明

この報告は、農地法第5条第1項第7号に基づき、市街化区域内農地の転用について、提出されたもので、権利の設定、移転が伴う農地転用である。

No.1～7については地図番号(6)で、国道168号線小明町交差点から東へ約170m進んだ先に位置する小明町地内の農地であり、住宅用地及び青空資材置場を目的として、都市計画法第29条に基づく開発行為の許可後、農地転用の届出がされたものである。

No.8～9については地図番号(7)で、No.8は第2阪奈道路の壱分ICの北約170mのところ、No.9は同じく第2阪奈道路の壱分IC北側に位置する壱分町地内の農地であり、青空資材置場を目的として、農地転用の届出がされたものである。

報告第3号 「農地法第5条に係る買受適格証明について」

○主査〔報告読み上げ〕

概要説明

本報告は、裁判所での競売や税務署などで公売にかかった農地を、転用目的で入札しようとする場合、農地法に基づく申請の処分庁である市街化調整区域の場合は知事、市街化区域の場合は農業委員会が交付する証明「買受適格証明」が必要となる。この買受適格証明の審査に際しては、農地法第5条の許可、届出の要件をみたしているかどうか、判断基準となります。先月の委員会では、買受適格証明は審議事項でしたが、本件については、市街化区域内

での農地転用を目的とした買受適格証明なので、農地法第5条の届出は会長の専決で処理をしていることから、本件につきましても、会長の専決で処理をし、当委員会に報告しているものである。申請地は地図番号(8)で、第二阪奈道路壱分インターチェンジの南西約150mのところに位置する有里町の農地2筆である。

報告第4号「農地法施行規則第53条第11号による届出について」

○主査〔議案読み上げ〕

概要説明

本報告は農地法第5条第1項第8号及び農地法施行規則第53条第11号の規定により、電気事業者が送電用電気工作物等の敷地に供するために農地転用する場合、許可は不要だが、農業委員会に対して届出を出すように指導をしているため、本届出がでてきたものである。

申請地は地図番号(9)で、国道163号線と国道168号線が交差する北田原町交差点から東に約120mのところに位置する北田原町地内の農地14筆である。No.1からNo.3については、鉄塔敷として、No.4からNo.14については、令和6年1月10日から令和7年4月30日までの間、仮設道路、青空駐車場、青空資材置場として一時転用されるものである。

報告第5号「農地の転用事実に関する照会について」

○主査〔報告読み上げ〕

概要説明

この報告は、現況、農地性が無いものを他の地目に変更するため、法務局に地目変更申請がなされた場合、法務局から農業委員会に照会があった事案である。

No.1～2は50年以上前から宅地、No.3～5は昭和47年に届出がなされていた、No.6～7は昭和60年、61年に届出がなされていた、No.8は数十年前から宅地として、No.9は昭和56年に許可を受けた、No.10は昭和47年に許可を受けた、No.11～21は古くから山林、原野化した、No.22は平成3年に許可を受けた、No.23は昭和58年に届出がなされていた農地である。

報告第5号「農地転用許可について」

○主査〔報告読み上げ〕

概要説明

この報告については、市街化調整区域の転用申請があり、奈良県知事による転用の許可のあったものである。

○議長 意見・質問について出席委員へ確認

○委員 報告第2号だが、位置図では建設中となっているが、許可が下りてから建設するのではないのか。

○補佐 市で共有している地図を使っている。この建設中になっている場所は今回の区域外の住宅の方で、点線で表記されているところの表示がずれてしまったのだと思う。今回届出があった場所が建設中なわけではない。ただ、今回に関しては届出なので会長の専決で処理しているので、現在は工事中である。

○委員 報告第5号のNo.8及びNo.9だが、以前に届出があったと言っていたがここは調整区域なのか、市街化区域なのか教えて欲しい。

- 主査 ここは調整区域である。No.9は昭和56年に農家住宅として転用の許可が下りた。No.8は特に許可はなかった。
- 主幹 No.8だが、入り口はすでに許可がでており、本宅の一番北側に里道を挟んで農家住宅が建っていて、既存の家があり今回対象になっているところについては昔から小屋が建っている状態である。
- 議長 都市計画の線引き前の建設物という理解でいいのか。宅地になっているのが気になった。
- 補佐 都市計画の線引き前に建物が宅地の一部として使われていた案件である。一部が専用通路という事で使われているので、これを認めないと接道がなく建物ができないようなところである。建物の敷地の一部として使われている。奥の家が建った時から通路兼宅地として使われていた。
- 委員 入口に小屋があり、道があつて奥に家があり、真ん中が畑だったがそこを道として認めないと奥が宅地として認められなくなるということか。
- 委員 もととの道では車が入れない。
- 委員 農業委員会で昭和56年に農家住宅の申請をされ許可が下りているのに何故、令和5年10月16日に許可番号がでてきているのか教えて欲しい。法務局に地目変更の登記がされていなかったのか。
- 主幹 当時許可は出ていたが、法務局への地目変更の登記をされないまま今に至っている。今、実際地目変更をしておそらく後々売買という事になると思うが、農地のままでは売れない。過去に遡って許可証は出せないなので現地を見に行つて、法務局に報告している。当時許可が出てすぐに地目変更してもらってれば、基本的にこのようなことは起こらない。
- 議長 意見・質問について出席委員へ確認
[「なし」の声あり]
- 議長 「農地集積集約に係る情報交換」について事務局に依頼
- 主幹 目標地図作成のためのアンケートについて説明
地域計画の策定(人・農地プランの法定化)
- ①市町村は、農業者や農業委員会、農地バンク、JA、土地改良区等の関係機関との協議の場を設け、地域の農業の将来や農地利用の姿について話し合いをする。
- ②①を踏まえて、市町村は、地域の将来の農業の在り方、将来の農地の効率的かつ総合的な利用に関する目標等を定めた「地域計画」を策定する。なお、この目標として、農業を担う者ごとに利用する農用地等を示した地図(目標地図)を作成する。
- 委員 西五ヶ大字の農業用水の関係だが、第二阪奈で水が枯渇して平成8年から15年間の打ち切り保障という形で水を供給したという経緯がある。15年なので平成23年に終わり、今現状としてはトンネルのある壺分町から一番上は西畑の暗がり峠の近くまでポンプアップしてやっている。電気代などの経費は保証金の残りで運営している。先日聞かせてもらった政治的に見て西五ヶ大字はどのような扱いになるのか。今は保証金の残りでポンプを運営しているがそれができなくなったら水田の耕作はまずできない地域がほとんどである。そのような状況で5年先、10年先の計画を立てていく時に生駒市の行政として政治上の判断としてどうなるのか教えて

欲しい。

- 補佐 ここは農業委員会の場合なので、農業委員会事務局としての立場としての発言しかできない。あくまで農業委員会としては生駒市内の農地、西五ヶ大字はおそらく調整区域だと思うがそこにある農地という扱いになるとしか答えられない。
- 委員 傍示は人・農地プランを策定して作ったが、他にも北地区で作ったところはあるのか教えて欲しい。
- 局長 まず大北、その後が傍示、久保、宮方で人・農地プランを策定されている。
- 委員 人・農地プランの時もかなり苦労した。人を集めて色んな意見を聞いたが、たくさんの意見があり、非難されることもあった。人・農地プランが法制化されるので、前もってやらないと色んな援助が受けられなくなるということで、何とか理解して作りたいということで作った。それがまた同じことを1からやらないといけないということに対して納得できない。傍示以外にも策定された地域があるということだが、前回作った人・農地プランをうまく活用して、これを作ることはできないのか。
- 局長 農水省としては人・農地プランを作ったところはそれをベースにしたら他の地域よりも簡単にできるだろうと言われている。アンケートについても人・農地プランよりも一歩踏み込んだ内容になっている。
- 委員 国にそう言われてしまうと従うしかないが頭が痛い。
- 議長 私は当時、人農地・プランには携わっていなかったので内容的なものも承知していないが、将来的に農地をどうしていくのか、農業委員会として、あるいは農家として考えるタイミングなのかもしれない。
- 委員 農地の面積も少ないし、個人的には農地プランをしても無駄だと思う。農業から離れる人が増えていくと思う。5年先、10年先、一体何人の人が農家として残っているのか。大きな会社などが組織としてやるような農業しかできないのではないのか。飛び地にある農地など、人・農地プランで合わせてなにができるというのか。
- 局長 人・農地プランのベースは担い手を誰にするのかという考え方で作られている。地域計画というのは農地を地区でどういった取り組みをするのか。地区の中の農地をどうしていくのかを1筆ずつ検討していく。法人化でまとめて借りてもらって遊休農地をださないというのもいい案だと思うが、どうしてもできないところは1筆ずつになる。国が言うには耕作できなくても羊や山羊を放牧することや、花を植えて農地を保全する事など粗放的利用も検討してほしいということである。できるだけ農地を守る方向で考えてほしい。
- 議長 前回研修を受けて頭に残っているのは、地域計画は2年かけて作り、農業委員会としては目標地図を作る。このタイミングで完成したものを作るのではなく、考えや状況が変わるたびに変更していけばいいという話もあったので、そこまでハードルを高くしなくてもいいのではないのか。将来的に考えていただいている方の状況を知っていればいいのかなど考えていた。
- 局長 国は100%きっちり作れとは言っていない。わかる範囲でとりあえず作ってくれということである。会長がおっしゃった通り、わかる範囲で10年後の農地をどうしていきたいのかがまとめればいいのかと思う。

- 議長 我々農業委員会は農家の思いを行政に伝えるという役割があるので、そのあたりをきっちり聞き取りして現状の地域計画も作って農家に伝えることで、変更は可能なので考えるときに考えてもらうという方法もあるのではないかと。地域計画策定自体は生駒市の農林課がやることだが、農業委員会も目標地図の作成や、集落座談会の開催等で全面的に協力していきたい。
- 議長 意見・質問について出席委員へ確認
- 議長 10月17日に行われた「なら農業委員会女性委員の会」実務研修会の報告を出席委員に依頼
- 委員 研修会の報告
- 議長 「その他」について事務局に依頼
- 補佐 生産緑地制度の概要について説明
- 主幹 女性が活躍中！地域農業の未来をつくる農業委員の一日について説明
- 主幹 奈良のええもんおいしいもん(奈良県の農業法人)について説明
市内の農業法人が載っている
- 主幹 法人の利用状況報告書が届いているので、農地パトロール時に現地確認等していただき、12月定例会で報告をお願いしたい。
- 法人の農地利用状況の報告
- ・ いこま福祉会 (1地区)
 - ・ 未来農業研究所 (1地区・2地区)
 - ・ あいのあぶら農園 (4地区)
 - ・ 交野おりひめ未来研究所 (4地区)
- 主査 農業祭での親子芋ほり体験の集計報告
応募者数 163組
当選者数 60組
当日参加組数 52組 150株
- 議長 意見・質問について出席委員へ確認
- 議長 次回の日程についての説明を事務局に依頼
- 補佐 次回の日程について
- 定例会 令和5年12月7日(木)午後2時 大会議室
- 現地調査 令和5年12月5日(火)
- 12月4日(月)までに同行いただく委員に連絡する。
- 議長 閉会宣言
午後4時23分閉会

農業委員会等に関する法律第27条の規定により、令和5年生駒市農業委員会第11回定例会の議事録を作成し、ここに署名する。

会 長 10番

農業委員 9番

農業委員 1番
